

## 議案第7号

### 令和4年度葛飾区 一般会計補正予算（第5号）

令和4年度葛飾区の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12,632,583千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ252,648,226千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為補正」による。

（特別区債）

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表特別区債」による。

令和5年2月15日提出

葛飾区長

青木克徳

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 地方消費税交付金		9,420,000	980,000	10,400,000
	1 地方消費税交付金	9,420,000	980,000	10,400,000
9 特別区交付金		75,300,000	6,700,000	82,000,000
	1 特別区財政調整交付金	75,300,000	6,700,000	82,000,000
13 国庫支出金		53,684,765	△126,124	53,558,641
	1 国庫負担金	40,195,515	209,433	40,404,948
	2 国庫補助金	13,481,280	△335,557	13,145,723
14 都支出金		17,978,320	3,001,373	20,979,693
	2 都補助金	7,350,058	3,001,373	10,351,431
15 財産収入		2,187,773	304,885	2,492,658
	2 財産売却収入	1,911,334	304,885	2,216,219
16 寄附金		35,082	39,459	74,541
	1 寄附金	35,082	39,459	74,541
17 繰入金		18,666,953	△1,709,025	16,957,928
	1 繰入金	18,666,953	△1,709,025	16,957,928
18 繰越金		14,999,630	1,635,580	16,635,210
	1 繰越金	14,999,630	1,635,580	16,635,210
19 諸収入		5,585,356	1,574,435	7,159,791
	1 延滞金、加算金及び過料	99,913	1,104	101,017
	3 貸付金元利収入	2,930,482	1,061,712	3,992,194
	5 雑入	2,211,691	511,619	2,723,310
20 特別区債		0	232,000	232,000
	1 特別区債	0	232,000	232,000
歳入合計		240,015,643	12,632,583	252,648,226

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		27,763,476	11,433,002	39,196,478
	1 総務管理費	23,793,968	11,433,002	35,226,970
4 福祉費		91,826,080	622,271	92,448,351
	1 社会福祉費	21,565,643	△54,192	21,511,451
	2 高齢者福祉費	1,671,261	△82,243	1,589,018
	3 児童福祉費	42,522,217	473,447	42,995,664
	4 生活保護費	26,066,959	285,259	26,352,218
6 産業経済費		7,707,536	△6,764	7,700,772
	1 産業振興費	7,669,186	△6,764	7,662,422
7 都市整備費		19,492,402	243,767	19,736,169
	2 街づくり費	7,263,381	△737,950	6,525,431
	3 道路橋梁費	6,673,113	981,717	7,654,830
8 教育費		26,742,228	289,876	27,032,104
	1 教育総務費	8,182,055	△61,566	8,120,489
	2 小学校費	10,003,284	297,527	10,300,811
	3 中学校費	2,965,378	93,331	3,058,709
	4 校外施設費	85,577	2,303	87,880
	6 社会教育費	3,505,129	12,352	3,517,481
	7 社会体育費	1,974,913	△54,071	1,920,842
11 諸支出金		18,328,174	50,431	18,378,605
	1 特別会計繰出金	18,328,174	50,431	18,378,605
歳 出 合 計		240,015,643	12,632,583	252,648,226

第2表

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 福祉費	3 児童福祉費	総務事務経費	467,500
計			467,500

### 第3表

## 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間		限 度 額		
	補 正 前	補 正 後	補正前の額	補 正 額	計
社会福祉法人三幸福社会 に対する特別養護老人ホーム 大規模改修費助成	令和5年度	令和5年度	5,000	7,250	12,250
社会福祉法人等に対する 私立保育所等施設整備費助成	令和5年度	令和5年度	281,624	3,827	285,451
自転車保管所 管理事務所等借上	令和5年度 ～ 令和10年度	令和5年度 ～ 令和10年度	11,000	5,500	16,500
金町公園プール 改修設計委託	令和5年度	—	66,500	△ 66,500	0

第4表

特 別 区 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
学 校 用 地 取 得 事 業	232,000	証券発行又は普通貸借の方法により、政府その他より起債する。 ただし、金融事情その他の都合により起債額の全額又は一部を翌年度に繰越発行することもある。	年2.5%以内	政府資金については政府の定める条件によることとし、銀行その他の場合は、債権者と協定するところによる。 ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限を短縮して繰上償還し、又は借換えすることもある。
合 計	232,000			